

# 鉱工業投融资のご案内

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

国際協力機構



JICA

000

30.9

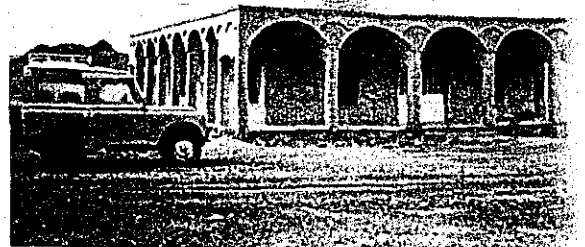
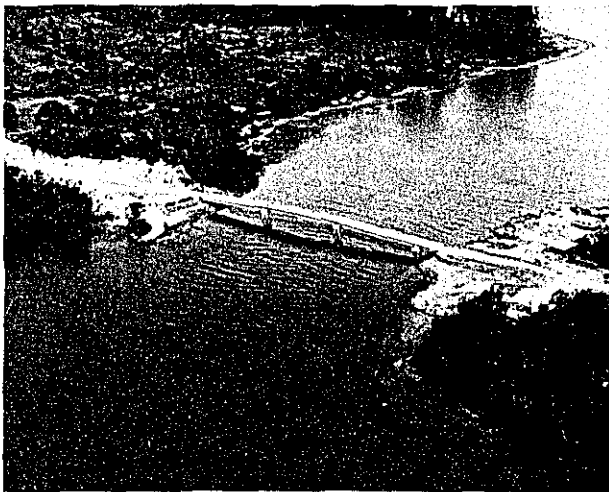
MIF

LIBRARY



# 投融資の対象

国際協力事業団	
貸入 84.5.23	000
	38.9
貸付金 07212	MIF



ペルー・ワンサラ鉱山関連施設(道路……事業団融資)  
 マレーシア・マムート鉱山関連施設(道路・橋梁……事業団融資)  
 イラン・カレザリ鉱山関連施設(モスク……事業団融資)

投融資業務は、貸付け、出資(試験的事業等に限る。)及び債務の保証からなりますが、投融資に際しては、次のような要件をそなえることが必要となっています。

## 1. 対象地域

アジア、中南米、中近東、アフリカ等の開発途上地域(ただし、主務大臣の指示がある場合は、これ以外の地域も対象となります。)

## 2. 対象企業

原則として本邦法人であって、次のうちいずれかに該当する者

- (1) 自ら開発事業(製造事業を含む。)を行う者
- (2) 開発事業を行う現地法人に出資等を行う者
- (3) 上記(1)及び(2)に準じて適当と認められる者

## 3. 対象事業

### 1. 関連施設整備事業

開発事業に付随して必要となる次のような関連施設であって、周辺地域の経済、社会の発展や住民の福祉向上にも寄与するものを整備する事業

- 公共機関事業所及び宿舍・学校・職業訓練所・病院  
診療所・教会・寺院・市場・公民館・集会場・図書館  
体育館・運動場・プール・公園など
- 道路・橋梁・港湾施設・航路標識・飛行場・電力施設  
用排水施設・消防施設など

### 2. 試験的事業等

開発途上地域等において、開発事業を行うに際し、自然条件等に左右されるために必要となる試験的な事業等  
ただし、鉱工業の場合は非金属鉱物(リン鉱石・螢石・岩塩・原料炭・カオリン鉱業等)に関する事業のみに限られています。

## 4. 他の政府関係機関との関係

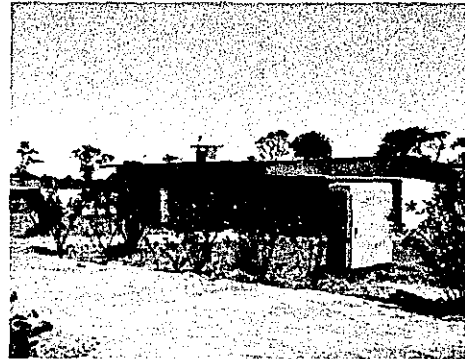
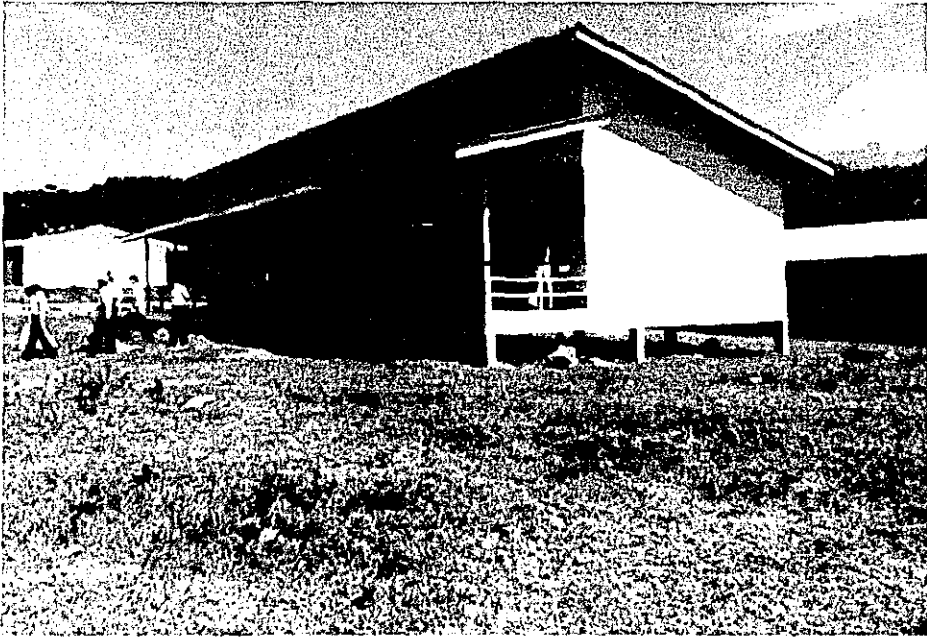
他の政府関係機関の資金援助と一体性を確保するため、次の条件が付されています。

### 1. 関連施設整備事業

- (イ) 開発事業本体に対して、日本輸出入銀行、海外経済協力基金、石油開発公団、金属鉱業事業団、農林中央金庫又は商工組合中央金庫からの資金の貸付け等があること。
- (ロ) 日本輸出入銀行及び海外経済協力基金の貸付け等と重複しないこと。

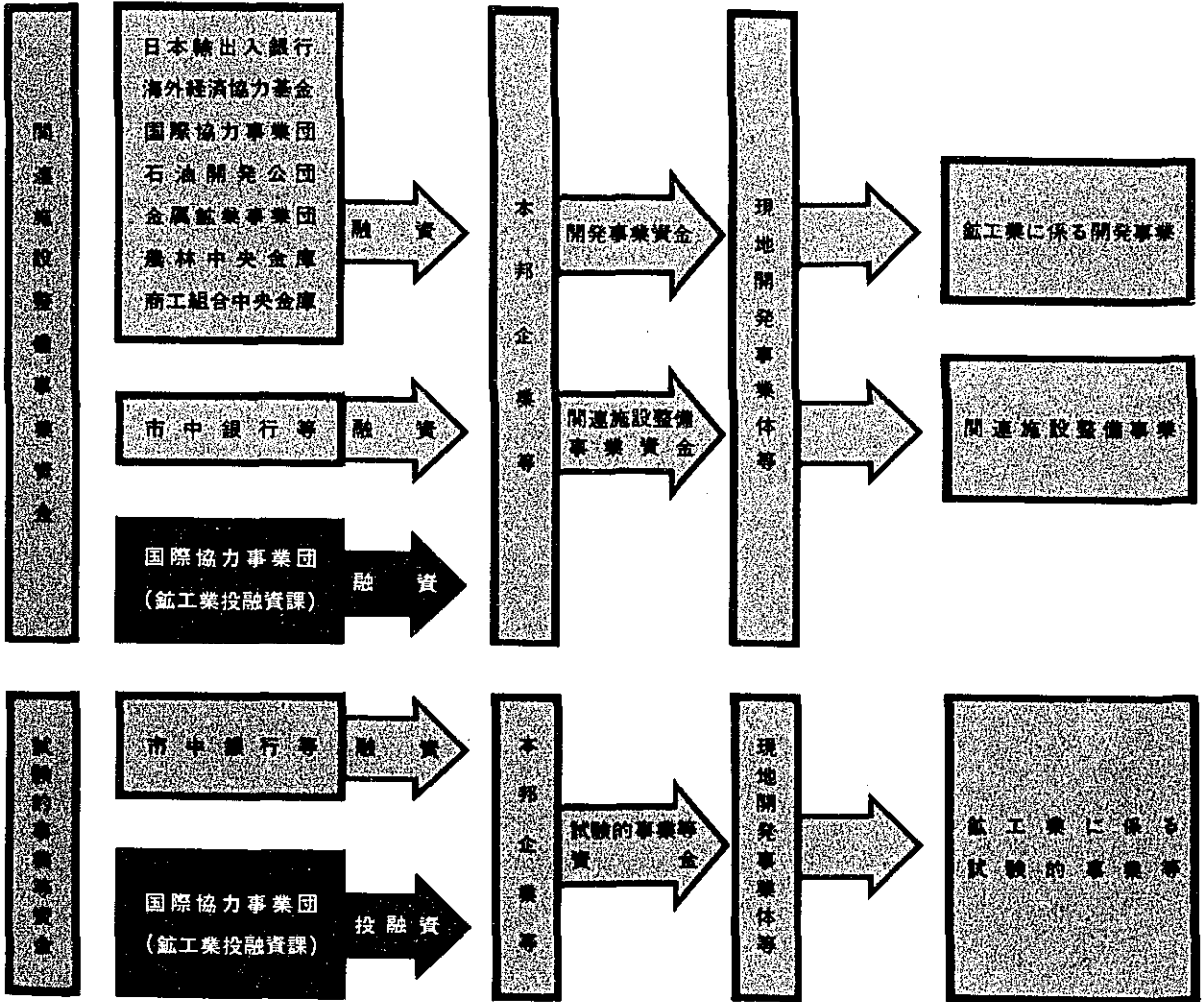
### 2. 試験的事業等

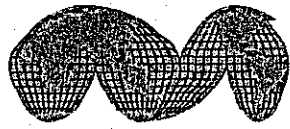
日本輸出入銀行及び海外経済協力基金の貸付け等と重複しないこと。



ザイル・ザイル鉱山関連施設(診療所・住宅・公共市場)  
マレーシア・マムート鉱山関連施設(学校……事業師融資)

# 鉨工業投融資の資金の流れ





# 投融资の条件

付表事業の性格上きわめてソフトな条件となっております。

## 1. 融資

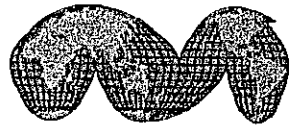
項目	関連施設整備事業	試験的事業等
貸付形式	証書貸付	左に同じ
貸付限度額	関連施設の整備に必要な範囲内で設定 (70%~100%)	試験的事業等に必要な範囲内で設定 (70%~100%)
利率	原則として年利2%以上、特に認める場合年利2%以下	原則として年利2.5%以上、特に認める場合年利2.5%以下
償還期限	原則として20年以内、特に認める場合30年以内	左に同じ
償還方法	分割償還	左に同じ
据置期間	原則として5年以内、特に認める場合10年以内	左に同じ
保証および担保	原則として銀行保証 (必要に応じ物的担保)	左に同じ

## 2. 保証

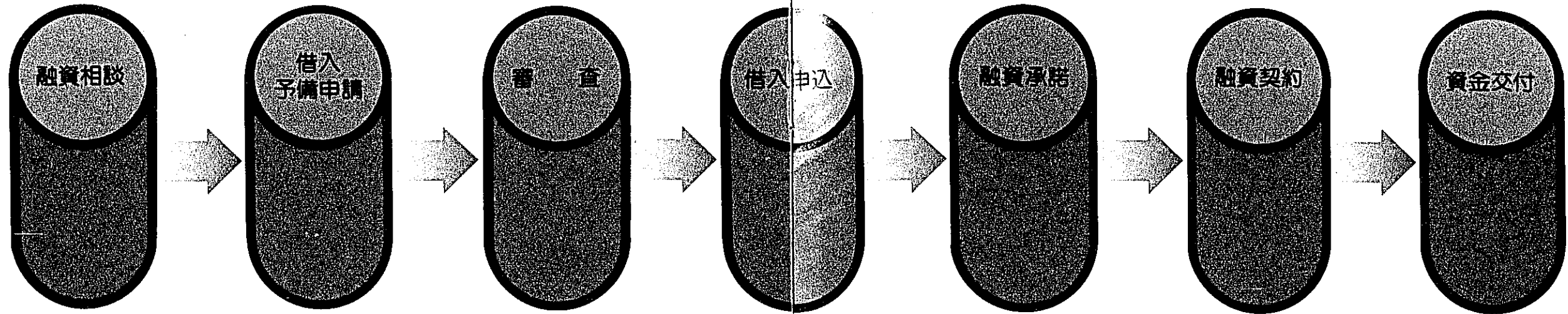
項目	関連施設整備事業	試験的事業等
保証証書形式	証書による保証	左に同じ
保証限度額	関連施設の整備に必要な範囲内で設定	試験的事業等に必要な範囲内で設定
保証料率	基準は年利0.4%	左に同じ
保証期間	保証に係る債務の償還期限の範囲内	左に同じ
保証および担保	原則として銀行保証 (必要に応じ物的担保)	左に同じ

## 3. 出資

項目	関連施設整備事業	試験的事業等
出資限度額	—	試験的事業等に必要な資金に充当される 資本金の50%以内
出資の方法	—	原則として株式の引受け、又は払込み



# 投融資ご利用の手続き



事業団の投融資の申込手続に関し、最も利用が多いと考えられる融資の場合を例にとってそのあらましをご説明いたします。

## 1. 融資相談

当事業団の鉱工業投融資の資金の利用を考慮しておられる方々は、案件の事前準備の段階からできるだけ早い時期に、鉱工業開発協力部鉱工業投融資課にご相談下さい。

なお、当事業団では投融資前基礎調査など案件の推進に役立つ各種の事業を行っており、案件の準備段階からご相談に応じております。(12ページをご参照下さい。)

## 2. 申込の受付け

上記の相談を受けた案件のうち、鉱工業投融資の対象になる可能性があると思われるものについては、鉱工業投融資課へ予備審査のため借入予備申請書(当事業団所定の様式)を必要な資料と共に提出していただきます。

この予備審査の結果、融資を内定した案件についてはさらに、借入申込書(当事業団所定の様式)を必要な資料と共に提出していただきます。

## 3. 審査に必要な資料

上記一連の手続きの際に提出していただく資料は開発事業(試験的事業等を含む)及び関連施設整備事業に係る次のようなものです。

- 事前調査書●事業計画書●収支計画書●資金計画書
- 開発事業基本契約書●現地開発事業者への貸付契約書
- わが国政府及び現地政府の許認可資料
- 申込者の営業報告書等●その他



# 調査および技術指導

事業団は、投融資の対象となる事業に対し、次のとおり、必要な調査および技術指導を行います。



## 1. 投融資前基礎調査

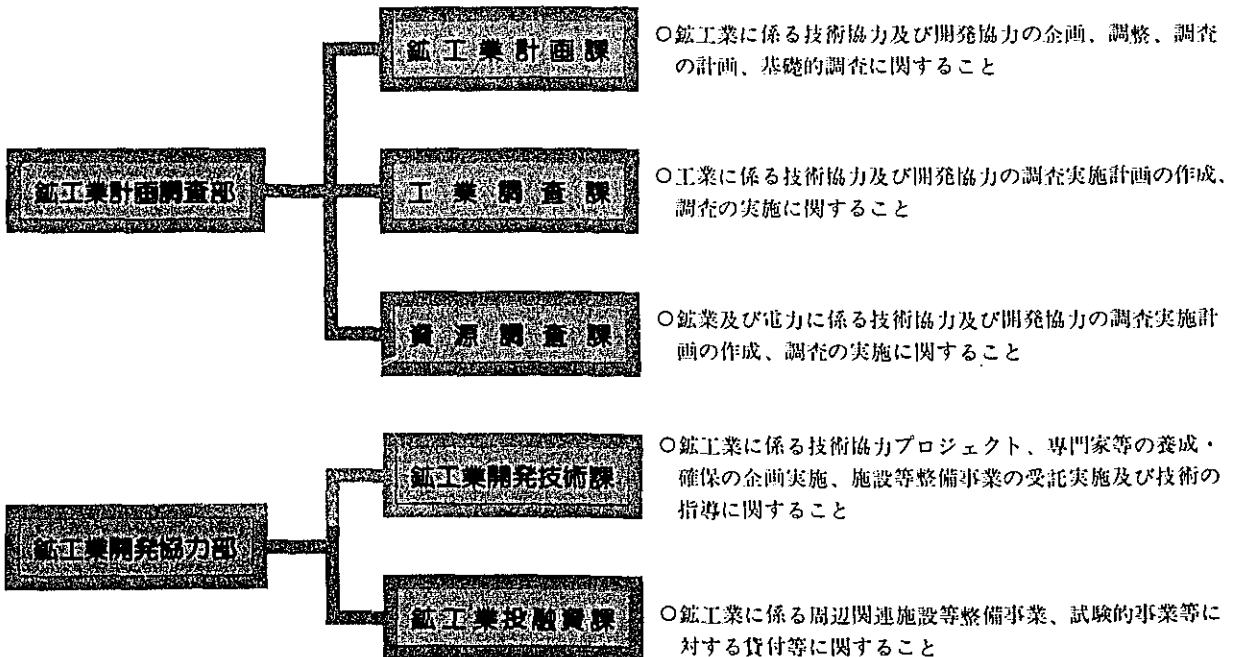
開発事業や試験的事業等に付随する関連施設の整備に必要な基礎調査を本邦法人等からの要請にもとづき事業団が選定した専門家を派遣して調査いたします。

## 2. 技術の指導

開発事業や試験的事業等またはこれらに付随する関連施設の整備に必要な技術について、本邦法人等からの要請にもとづき事業団が選定した専門家を派遣して技術の指導を行い、さらに受入国側の技術者を日本に受け入れて技術研修を行います。

これらのための費用は、プロジェクトにより事業団が全部または一部を負担することがあります。

## 国際協力事業団鉱工業部門の事務分掌



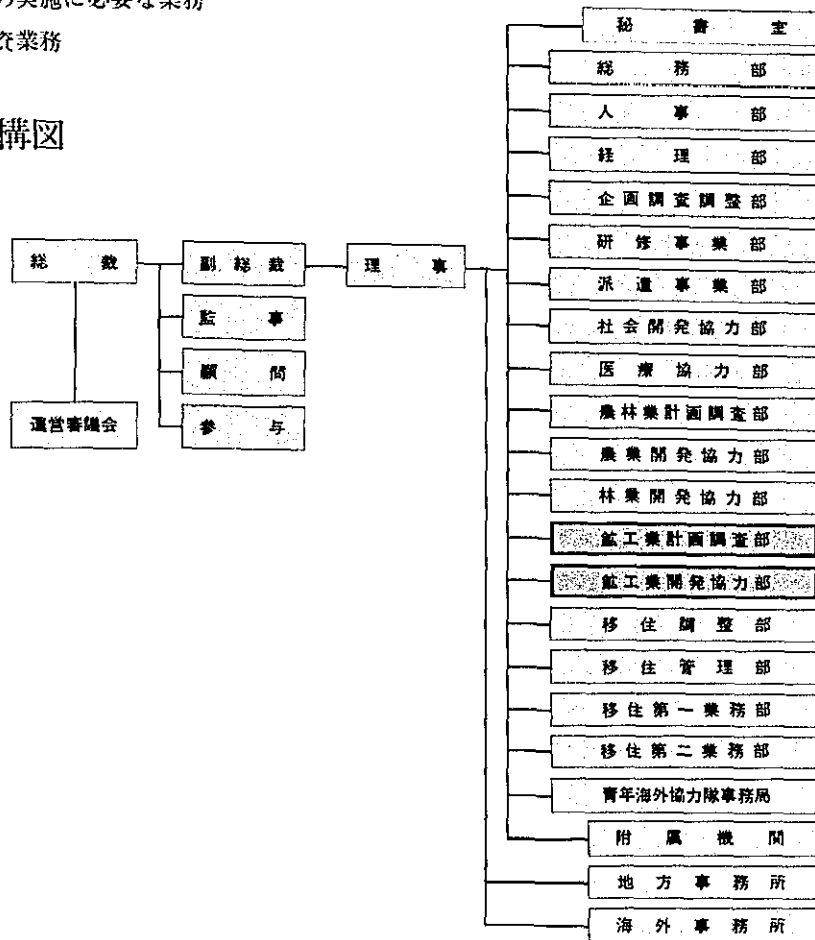


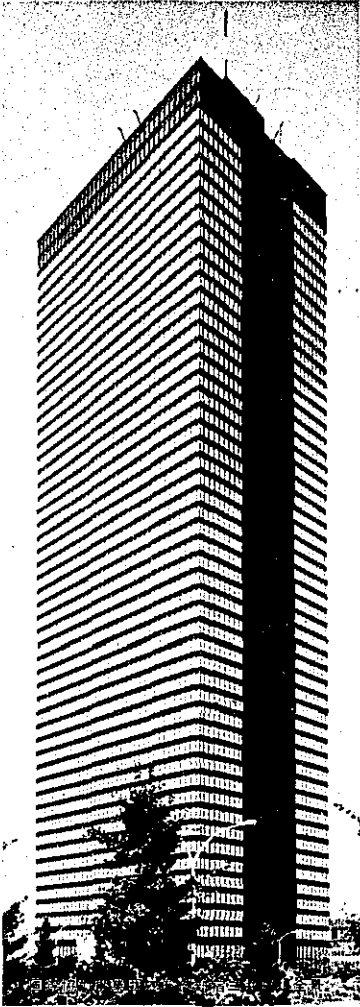


# 国際協力事業団のあらまし

- 名 称……国際協力事業団  
Japan International Cooperation Agency  
(略称JICA)
- 設 立……1974年8月1日
- 総 裁……法眼晋作
- 職 員 数……1,024名(うち海外駐在233名)
- 本部所在地……東京都新宿区西新宿2-1 新宿三井ビル 私書函216号
- 主な業務
  1. 技術協力業務及びその為の国内人材の養成及び確保業務
  2. 青年海外協力隊派遣業務
  3. 中南米地域等への移住の実施に必要な業務
  4. 開発事業に対する投融資業務

## 国際協力事業団機構図





### 国際協力事業団

延工業開発協力部延工業投融資課(48階)  
〒160 東京都新宿区西新宿2丁目1番地  
新宿三井ビル内私書箱216号  
電話 東京 03 (346) 5 3 0 6 - 9

